(案)

物品購入単価契約書

南越清掃組合（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により物品購入単価契約を締結した。

第１条　甲は、末尾記載の物品を乙から購入し、乙はこれを納品する。
第２条　甲の購入単価は、１リットル当たり　　円　　銭（消費税相当額は除く。）とする。
第３条　前条の単価は、契約月の翌月より別記単価改定基準により改定するものとする。
第４条　予算限度額は　　円とする。
第５条　本契約の期間は、契約締結日から令和３年９月３０日までの半年間とする。
第６条　乙の契約の保証金は、免除とする。
第７条　甲は、乙の正当な理由なくして履行しないとき又はその見込みがないときは本契約を解除することができる。
第８条　乙は、契約物品を納入するときは、甲が別に指定する納入期限までに納入しなければならない。この場合において、事前に当該物品に係る所要の試験成績表を提出するほか甲の命じた係員の検査を受け合格したものでなければ納入することができない。
第９条　乙は、特別の場合を除き納入期限までに納入しない場合は期限内に納品があった場合に甲が支払うべき金額の１００分の１０以上の違約金を甲に支払うものとする。
第１０条　前条において、乙が期限内の納入が困難であると判断された場合、本契約に関らず乙以外の業者から購入することができる。この場合において、甲は乙にその旨を通知するものとする。
第１１条　甲は、第８条の検査が完了したあと、乙から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に当該請求金額を支払わなければならない。なお、支払いに当たっては、第２条及び第３条に定める購入単価に購入数量を乗じて得た金額に、当該請求金額に消費税率を乗じて得た額（小数点以下切捨て）を加えた額を支払うものとする。
第１２条　物品納入後約１ケ年間、甲の正常な管理のもとに、製品の不良変質等により生じたと認められる故障又は発見された隠れたかしについては、乙は甲の請求により直ちに乙の負担において、修理又は取替をして納入しなければならない。
第１３条　甲又は乙が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、相手方は、何らの通知及び催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
(1) 本契約の規定に違反したとき。
(2) 越前市契約規則（平成１７年越前市規則第５４号）第４４条第１項各号の規定に該当するに至ったとき。
(3) その他本契約を継続することができない重大な背信行為があるとき。
２　前項による場合のほか、甲又は乙は、相手方に書面で本契約の解除を申し出、発注者及び受注者が協議のうえ、本契約を解除することができる。
第１４条　この契約締結後に、消費税法及び地方税法の改正等によって、消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合で、当該改正により税率に関する経過措置が講じられないときは、必要に応じ消費税及び地方消費税を変更するものとする。この場合において、契約額は、この変更により増加した消費税及び地方消費税を当初の契約額に加算した額に変更するものとする。
第１５条　本契約に定めのない事項について疑義が生じたときには、甲乙協議のうえこれを定める。

本契約締結を証するため本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和３年４月１日

甲　　南越前町上野第８５号３９番地
南越清掃組合
管理者　奈良　俊幸

乙

納 入 場 所 ：越前市北府一丁目３番２０号　し尿処理施設

品名・規格・仕様・条件等
品　　名 ：白灯油（JIS1号）
納　入　日 ：発注日から３日以内に納入（土、日を含む。）
荷　　姿 ：タンクローリー車にて納入（１回の発注数量は約6,000リットルを基本とする）
年間予定数量 ：約１０２，０００リットル（前期：４８，０００ℓ、後期：５４，０００ℓ）
（ただし、施設操業の状況によって変動することがある。）

(案)

物品購入単価契約書

南越清掃組合（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により物品購入単価契約を締結した。

第１条　甲は、末尾記載の物品を乙から購入し、乙はこれを納品する。
第２条　甲の購入単価は、１リットル当たり　　円　　銭（消費税相当額は除く。）とする。
第３条　前条の単価は、契約月の翌月より別記単価改定基準により改定するものとする。
第４条　予算限度額は　　円とする。
第５条　本契約の期間は、契約締結日から令和４年３月３１日までの半年間とする。
第６条　乙の契約の保証金は、免除とする。
第７条　甲は、乙の正当な理由なくして履行しないとき又はその見込みがないときは本契約を解除することができる。
第８条　乙は、契約物品を納入するときは、甲が別に指定する納入期限までに納入しなければならない。この場合において、事前に当該物品に係る所要の試験成績表を提出するほか甲の命じた係員の検査を受け合格したものでなければ納入することができない。
第９条　乙は、特別の場合を除き納入期限までに納入しない場合は期限内に納品があった場合に甲が支払うべき金額の１００分の１０以上の違約金を甲に支払うものとする。
第１０条　前条において、乙が期限内の納入が困難であると判断された場合、本契約に関らず乙以外の業者から購入することができる。この場合において、甲は乙にその旨を通知するものとする。
第１１条　甲は、第８条の検査が完了したあと、乙から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に当該請求金額を支払わなければならない。なお、支払いに当たっては、第２条及び第３条に定める購入単価に購入数量を乗じて得た金額に、当該請求金額に消費税率を乗じて得た額（小数点以下切捨て）を加えた額を支払うものとする。
第１２条　物品納入後約１ケ年間、甲の正常な管理のもとに、製品の不良変質等により生じたと認められる故障又は発見された隠れたかしについては、乙は甲の請求により直ちに乙の負担において、修理又は取替をして納入しなければならない。
第１３条　甲又は乙が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、相手方は、何らの通知及び催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
(1) 本契約の規定に違反したとき。
(2) 越前市契約規則（平成１７年越前市規則第５４号）第４４条第１項各号の規定に該当するに至ったとき。
(3) その他本契約を継続することができない重大な背信行為があるとき。
２　前項による場合のほか、甲又は乙は、相手方に書面で本契約の解除を申し出、発注者及び受注者が協議のうえ、本契約を解除することができる。
第１４条　この契約締結後に、消費税法及び地方税法の改正等によって、消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合で、当該改正により税率に関する経過措置が講じられないときは、必要に応じ消費税及び地方消費税を変更するものとする。この場合において、契約額は、この変更により増加した消費税及び地方消費税を当初の契約額に加算した額に変更するものとする。
第１５条　本契約に定めのない事項について疑義が生じたときには、甲乙協議のうえこれを定める。

本契約締結を証するため本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和３年１０月１日

甲　　南越前町上野第８５号３９番地
南越清掃組合
管理者　奈良　俊幸

乙

納 入 場 所 ：越前市北府一丁目３番２０号　し尿処理施設

品名・規格・仕様・条件等
品　　名 ：白灯油（JIS1号）
納　入　日 ：発注日から３日以内に納入（土、日を含む。）
荷　　姿 ：タンクローリー車にて納入（１回の発注数量は約6,000リットルを基本とする）
年間予定数量 ：約１０２，０００リットル（前期：４８，０００ℓ、後期：５４，０００ℓ）
（ただし、施設操業の状況によって変動することがある。）

別記

契約単価改定基準

南越清掃組合が購入する石油類（灯油）の各物品単価契約書第３条の規定に基づく単価改定は下記による。

したがって、納入した日が属する月の石油類購入単価は本改定基準により算定された額による。

記

１　単価改定は、契約月の翌月から契約満了月まで月毎に行う。

２　単価の改定に当っては下記Ａ及びＢの金額を算定の基礎とする。

Ａ　納入月における一般財団法人日本エネルギー経済研究所（石油情報センター調べ）の石油製品卸価格調査で公表された福井地域卸価格（灯油）で消費税を含まない価格。（「以下基準卸売単価」という）

Ｂ　令和３年４月及び令和３年１０月の基準卸売単価から入札金額を減じて得た価格とする。

３　上記２によって得た金額を下記式に当てはめ、算出された額を当該月の単価とする。

＜灯油改定単価＞

Ａ　―　Ｂ　　＝　　当該月の灯油契約単価（消費税抜）

＊納入月における卸売単価は、納入月の翌月末発表による卸売単価をいう。

＊令和４年３月分基準卸売単価については、同年２月分基準卸売単価を適用するものとする。

(案)

物品購入単価契約書

南越清掃組合（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により物品購入単価契約を締結した。

第１条　甲は、末尾記載の物品を乙から購入し、乙はこれを納品する。

第２条　甲の購入単価は、末尾記載のとおりとし、この単価は、契約日から令和４年３月３１日までの間は変更しない。ただし、契約期間内に著しい経済変動等で納入単価を変更せざるを得なくなった場合は、甲乙両者協議の上決定するものとする。

第３条　発注限度額は　　円とする。

第４条　本契約の期間は、契約締結日から令和４年３月３１日までの１年間とする。

第５条　乙の契約の保証金は、免除とする。

第６条　甲は、乙の正当な理由なくして履行しないとき又はその見込みがないときは本契約を解除することができる。

第７条　乙は、契約物品を納入するときは、甲が別に指定する納入期限までに納入しなければならない。この場合において、事前に当該物品に係る所要の試験成績表を提出するほか甲の命じた係員の検査を受け合格したものでなければ納入することができない。

第８条　乙は、特別の場合を除き納入期限までに納入しない場合は期限内に納品があった場合に甲が支払うべき金額の１００分の１０以上の違約金を甲に支払うものとする。

第９条　前条において、乙が期限内の納入が困難であると判断された場合、本契約に関らず乙以外の業者から購入することができる。この場合において、甲は乙にその旨を通知するものとする。

第１０条　甲は、第７条の検査が完了したあと、乙から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に当該請求金額を支払わなければならない。なお、支払いにあたっては、品目あたりの単価に購入数量を乗じて得た金額に、消費税等率を乗じて得た金額（小数点以下切り捨て）を加えて支払う。

第１１条　物品納入後約１ケ年間、甲の正常な管理のもとに、製品の不良変質等により生じたと認められる故障又は発見された隠れたかしについては、乙は甲の請求により直ちに乙の負担において、修理又は取替をして納入しなければならない。

第１２条　甲又は乙が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、相手方は、何らの通知及び催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 本契約の規定に違反したとき。

(2) 越前市契約規則（平成１７年越前市規則第５４号）第４４条第１項各号の規定に該当するに至ったとき。

(3) その他本契約を継続することができない重大な背信行為があるとき。

２　前項による場合のほか、甲又は乙は、相手方に書面で本契約の解除を申し出、発注者及び受注者が協議のうえ、本契約を解除することができる。

第１３条　この契約締結後に、消費税法及び地方税法の改正等によって、消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合で、当該改正により税率に関する経過措置が講じられないときは、必要に応じ消費税及び地方消費税を変更するものとする。この場合において、契約額は、この変更により増加した消費税及び地方消費税を当初の契約額に加算した額に変更するものとする。

第１４条　本契約に定めのない事項について疑義が生じたときには、甲乙協議のうえこれを定める。

本契約締結を証するため本書２通を作成し、発注者、受注者両者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和３年４月１日

甲　　南越前町上野第８５号３９番地
南越清掃組合
管理者　奈良　俊幸

乙

納 入 場 所 ：　越前市北府一丁目３番２０号　し尿処理施設

品名・規格・ 仕様・条件等

品　　名：塩化第二鉄
単　　価：１kg当り　　円（消費税相当額は別途）
品 質 条 件：比重１．３８以上（ボーメ度１５/４℃　４０Ｂｅ以上）、塩化第二鉄（$FeCl_3$　３７％以上、塩化第一鉄（$FeCl_2$）０．３０％以下、遊離酸（HCL）０．５０％以下
納 入 条 件：タンクローリー車で搬入　発注より３日以内に納入
年間予定数量：約６７，２００ｋｇ（ただし、施設操業の状況によって変動することがある。）

(案)

物品購入単価契約書

南越清掃組合（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により物品購入単価契約を締結した。

第１条　甲は、末尾記載の物品を乙から購入し、乙はこれを納品する。

第２条　甲の購入単価は、末尾記載のとおりとし、この単価は、契約日から令和４年３月３１日までの間は変更しない。ただし、契約期間内に著しい経済変動等で納入単価を変更せざるを得なくなった場合は、甲乙両者協議の上決定するものとする。

第３条　発注限度額は　　円とする。

第４条　本契約の期間は、契約締結日から令和４年３月３１日までの１年間とする。

第５条　乙の契約の保証金は、免除とする。

第６条　甲は、乙の正当な理由なくして履行しないとき又はその見込みがないときは本契約を解除することができる。

第７条　乙は、契約物品を納入するときは、甲が別に指定する納入期限までに納入しなければならない。この場合において、事前に当該物品に係る所要の試験成績表を提出するほか甲の命じた係員の検査を受け合格したものでなければ納入することができない。

第８条　乙は、特別の場合を除き納入期限までに納入しない場合は期限内に納品があった場合に甲が支払うべき金額の１００分の１０以上の違約金を甲に支払うものとする。

第９条　前条において、乙が期限内の納入が困難であると判断された場合、本契約に関らず乙以外の業者から購入することができる。この場合において、甲は乙にその旨を通知するものとする。

第１０条　甲は、第７条の検査が完了したあと、乙から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に当該請求金額を支払わなければならない。なお、支払いにあたっては、品目あたりの単価に購入数量を乗じて得た金額に、消費税等率を乗じて得た金額（小数点以下切り捨て）を加えて支払う。

第１１条　物品納入後約１ケ年間、甲の正常な管理のもとに、製品の不良変質等により生じたと認められる故障又は発見された隠れたかしについては、乙は甲の請求により直ちに乙の負担において、修理又は取替をして納入しなければならない。

第１２条　甲又は乙が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、相手方は、何らの通知及び催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 本契約の規定に違反したとき。

(2) 越前市契約規則（平成１７年越前市規則第５４号）第４４条第１項各号の規定に該当するに至ったとき。

(3) その他本契約を継続することができない重大な背信行為があるとき。

２　前項による場合のほか、甲又は乙は、相手方に書面で本契約の解除を申し出、発注者及び受注者が協議のうえ、本契約を解除することができる。

第１３条　この契約締結後に、消費税法及び地方税法の改正等によって、消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合で、当該改正により税率に関する経過措置が講じられないときは、必要に応じ消費税及び地方消費税を変更するものとする。この場合において、契約額は、この変更により増加した消費税及び地方消費税を当初の契約額に加算した額に変更するものとする。

第１４条　本契約に定めのない事項について疑義が生じたときには、甲乙協議のうえこれを定める。

本契約締結を証するため本書２通を作成し、発注者、受注者両者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和３年４月１日

甲　　南越前町上野第８５号３９番地
南越清掃組合
管理者　奈良　俊幸

乙

納入場所　：　越前市北府一丁目３番２０号　し尿処理施設

品名・規格・仕様・条件等

品　　名：苛性ソーダ
単　　価：１kg当り　　円　　銭（消費税相当額は別途）
品 質 条 件：ＪＩＳ規格液状濃度２５％、比重１．２８
納 入 条 件：タンクローリー車で搬入　発注より３日以内に納入
年間予定数量：約７６，８００ｋｇ（ただし、施設操業の状況によって変動することがある。）

(案)

物品購入単価契約書

南越清掃組合（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により物品購入単価契約を締結した。

第１条　甲は、末尾記載の物品を乙から購入し、乙はこれを納品する。

第２条　甲の購入単価は、末尾記載のとおりとし、この単価は、契約日から令和４年３月３１日までの間は変更しない。ただし、契約期間内に著しい経済変動等で納入単価を変更せざるを得なくなった場合は、甲乙両者協議の上決定するものとする。

第３条　発注限度額は　　円とする。

第４条　本契約の期間は、契約締結日から令和４年３月３１日までの１年間とする。

第５条　乙の契約の保証金は、免除とする。

第６条　甲は、乙の正当な理由なくして履行しないとき又はその見込みがないときは本契約を解除することができる。

第７条　乙は、契約物品を納入するときは、甲が別に指定する納入期限までに納入しなければならない。この場合において、事前に当該物品に係る所要の試験成績表を提出するほか甲の命じた係員の検査を受け合格したものでなければ納入することができない。

第８条　乙は、特別の場合を除き納入期限までに納入しない場合は期限内に納品があった場合に甲が支払うべき金額の１００分の１０以上の違約金を甲に支払うものとする。

第９条　前条において、乙が期限内の納入が困難であると判断された場合、本契約に関らず乙以外の業者から購入することができる。この場合において、甲は乙にその旨を通知するものとする。

第１０条　甲は、第７条の検査が完了したあと、乙から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に当該請求金額を支払わなければならない。なお、支払いにあたっては、品目あたりの単価に購入数量を乗じて得た金額に、消費税等率を乗じて得た金額（小数点以下切り捨て）を加えて支払う。

第１１条　物品納入後約１ケ年間、甲の正常な管理のもとに、製品の不良変質等により生じたと認められる故障又は発見された隠れたかしについては、乙は甲の請求により直ちに乙の負担において、修理又は取替をして納入しなければならない。

第１２条　甲又は乙が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、相手方は、何らの通知及び催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 本契約の規定に違反したとき。

(2) 越前市契約規則（平成１７年越前市規則第５４号）第４４条第１項各号の規定に該当するに至ったとき。

(3) その他本契約を継続することができない重大な背信行為があるとき。

２　前項による場合のほか、甲又は乙は、相手方に書面で本契約の解除を申し出、発注者及び受注者が協議のうえ、本契約を解除することができる。

第１３条　この契約締結後に、消費税法及び地方税法の改正等によって、消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合で、当該改正により税率に関する経過措置が講じられないときは、必要に応じ消費税及び地方消費税を変更するものとする。この場合において、契約額は、この変更により増加した消費税及び地方消費税を当初の契約額に加算した額に変更するものとする。

第１４条　本契約に定めのない事項について疑義が生じたときには、甲乙協議のうえこれを定める。

本契約締結を証するため本書２通を作成し、発注者、受注者両者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和３年４月１日

甲　　南越前町上野第８５号３９番地
南越清掃組合
管理者　奈良　俊幸

乙

納 入 場 所 ：　越前市北府一丁目３番２０号　し尿処理施設

品名・規格・ 仕様・条件等

品　　名：次亜塩素酸ソーダ
単　　価：１kg 当り　　円　　銭（消費税相当額は別途）
品 質 条 件：有効塩素 12%以上、塩化ナトリウム 4%以下、残アルカリ 1%以下、比重 1.1～1.2
納 入 条 件：タンクローリー車で搬入　発注より３日以内に納入
年間予定数量：約１２，０００ｋｇ（ただし、施設操業の状況によって変動することがある。）

(案)

物品購入単価契約書

南越清掃組合（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により物品購入単価契約を締結した。

第１条　甲は、末尾記載の物品を乙から購入し、乙はこれを納品する。

第２条　甲の購入単価は、末尾記載のとおりとし、この単価は、契約日から令和４年３月３１日までの間は変更しない。ただし、契約期間内に著しい経済変動等で納入単価を変更せざるを得なくなった場合は、甲乙両者協議の上決定するものとする。

第３条　発注限度額は　　円とする。

第４条　本契約の期間は、契約締結日から令和４年３月３１日までの１年間とする。

第５条　乙の契約の保証金は、免除とする。

第６条　甲は、乙の正当な理由なくして履行しないとき又はその見込みがないときは本契約を解除することができる。

第７条　乙は、契約物品を納入するときは、甲が別に指定する納入期限までに納入しなければならない。この場合において、事前に当該物品に係る所要の試験成績表を提出するほか甲の命じた係員の検査を受け合格したものでなければ納入することができない。

第８条　乙は、特別の場合を除き納入期限までに納入しない場合は期限内に納品があった場合に甲が支払うべき金額の１００分の１０以上の違約金を甲に支払うものとする。

第９条　前条において、乙が期限内の納入が困難であると判断された場合、本契約に関らず乙以外の業者から購入することができる。この場合において、甲は乙にその旨を通知するものとする。

第１０条　甲は、第７条の検査が完了したあと、乙から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に当該請求金額を支払わなければならない。なお、支払いにあたっては、品目あたりの単価に購入数量を乗じて得た金額に、消費税等率を乗じて得た金額（小数点以下切り捨て）を加えて支払う。

第１１条　物品納入後約１ケ年間、甲の正常な管理のもとに、製品の不良変質等により生じたと認められる故障又は発見された隠れたかしについては、乙は甲の請求により直ちに乙の負担において、修理又は取替をして納入しなければならない。

第１２条　甲又は乙が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、相手方は、何らの通知及び催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 本契約の規定に違反したとき。

(2) 越前市契約規則（平成１７年越前市規則第５４号）第４４条第１項各号の規定に該当するに至ったとき。

(3) その他本契約を継続することができない重大な背信行為があるとき。

２　前項による場合のほか、甲又は乙は、相手方に書面で本契約の解除を申し出、発注者及び受注者が協議のうえ、本契約を解除することができる。

第１３条　この契約締結後に、消費税法及び地方税法の改正等によって、消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合で、当該改正により税率に関する経過措置が講じられないときは、必要に応じ消費税及び地方消費税を変更するものとする。この場合において、契約額は、この変更により増加した消費税及び地方消費税を当初の契約額に加算した額に変更するものとする。

第１４条　本契約に定めのない事項について疑義が生じたときには、甲乙協議のうえこれを定める。

本契約締結を証するため本書２通を作成し、発注者、受注者両者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和３年４月１日

甲　　南越前町上野第８５号３９番地
南越清掃組合
管理者　奈良　俊幸

乙

納 入 場 所 ：　越前市北府一丁目３番２０号　し尿処理施設

品名・規格・ 仕様・条件等

品　　名：メタノール
単　　価：１kg当り　　円　　銭（消費税相当額は別途）
品 質 条 件：純度９９．９％以上　比重０．８以下
納 入 条 件：タンクローリー車で搬入　発注より３日以内に納入
年間予定数量：約４，８００ｋｇ（ただし、施設操業の状況によって変動することがある。）

(案)

物品購入単価契約書

南越清掃組合（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により物品購入単価契約を締結した。

第１条　甲は、末尾記載の物品を乙から購入し、乙はこれを納品する。

第２条　甲の購入単価は、末尾記載のとおりとし、この単価は、契約日から令和４年３月３１日までの間は変更しない。ただし、契約期間内に著しい経済変動等で納入単価を変更せざるを得なくなった場合は、甲乙両者協議の上決定するものとする。

第３条　発注限度額は　　円とする。

第４条　本契約の期間は、契約締結日から令和４年３月３１日までの１年間とする。

第５条　乙の契約の保証金は、免除とする。

第６条　甲は、乙の正当な理由なくして履行しないとき又はその見込みがないときは本契約を解除することができる。

第７条　乙は、契約物品を納入するときは、甲が別に指定する納入期限までに納入しなければならない。この場合において、事前に当該物品に係る所要の試験成績表を提出するほか甲の命じた係員の検査を受け合格したものでなければ納入することができない。

第８条　乙は、特別の場合を除き納入期限までに納入しない場合は期限内に納品があった場合に甲が支払うべき金額の１００分の１０以上の違約金を甲に支払うものとする。

第９条　前条において、乙が期限内の納入が困難であると判断された場合、本契約に関らず乙以外の業者から購入することができる。この場合において、甲は乙にその旨を通知するものとする。

第１０条　甲は、第７条の検査が完了したあと、乙から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に当該請求金額を支払わなければならない。なお、支払いにあたっては、品目あたりの単価に購入数量を乗じて得た金額に、消費税等率を乗じて得た金額（小数点以下切り捨て）を加えて支払う。

第１１条　物品納入後約１ケ年間、甲の正常な管理のもとに、製品の不良変質等により生じたと認められる故障又は発見された隠れたかしについては、乙は甲の請求により直ちに乙の負担において、修理又は取替をして納入しなければならない。

第１２条　甲又は乙が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、相手方は、何らの通知及び催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 本契約の規定に違反したとき。

(2) 越前市契約規則（平成１７年越前市規則第５４号）第４４条第１項各号の規定に該当するに至ったとき。

(3) その他本契約を継続することができない重大な背信行為があるとき。

２　前項による場合のほか、甲又は乙は、相手方に書面で本契約の解除を申し出、発注者及び受注者が協議のうえ、本契約を解除することができる。

第１３条　この契約締結後に、消費税法及び地方税法の改正等によって、消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合で、当該改正により税率に関する経過措置が講じられないときは、必要に応じ消費税及び地方消費税を変更するものとする。この場合において、契約額は、この変更により増加した消費税及び地方消費税を当初の契約額に加算した額に変更するものとする。

第１４条　本契約に定めのない事項について疑義が生じたときには、甲乙協議のうえこれを定める。

本契約締結を証するため本書２通を作成し、発注者、受注者両者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和３年４月１日

甲　　南越前町上野第８５号３９番地
南越清掃組合
管理者　奈良　俊幸

乙

納 入 場 所 ：　越前市北府一丁目３番２０号　し尿処理施設

品名・規格・ 仕様・条件等

品　　名：水処理用活性炭
単　　価：１kg当り　　円（消費税相当額は別途）
品 質 条 件：入札公告内容による
納 入 条 件：発注より３０日以内に納入　車上渡し及び廃炭引取り（フレコンバッグの事前納入）
年間予定数量 ：約１０，８００ｋｇ（ただし、施設操業の状況によって変動することがある。）

(案)

物品購入単価契約書

南越清掃組合（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により物品購入単価契約を締結した。

第１条　甲は、末尾記載の物品を乙から購入し、乙はこれを納品する。

第２条　甲の購入単価は、末尾記載のとおりとし、この単価は、契約日から令和４年３月３１日までの間は変更しない。ただし、契約期間内に著しい経済変動等で納入単価を変更せざるを得なくなった場合は、甲乙両者協議の上決定するものとする。

第３条　発注限度額は　　円とする。

第４条　本契約の期間は、契約締結日から令和４年３月３１日までの１年間とする。

第５条　乙の契約の保証金は、免除とする。

第６条　甲は、乙の正当な理由なくして履行しないとき又はその見込みがないときは本契約を解除することができる。

第７条　乙は、契約物品を納入するときは、甲が別に指定する納入期限までに納入しなければならない。この場合において、事前に当該物品に係る所要の試験成績表を提出するほか甲の命じた係員の検査を受け合格したものでなければ納入することができない。

第８条　乙は、特別の場合を除き納入期限までに納入しない場合は期限内に納品があった場合に甲が支払うべき金額の１００分の１０以上の違約金を甲に支払うものとする。

第９条　前条において、乙が期限内の納入が困難であると判断された場合、本契約に関らず乙以外の業者から購入することができる。この場合において、甲は乙にその旨を通知するものとする。

第１０条　甲は、第７条の検査が完了したあと、乙から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に当該請求金額を支払わなければならない。なお、支払いにあたっては、品目あたりの単価に購入数量を乗じて得た金額に、消費税等率を乗じて得た金額（小数点以下切り捨て）を加えて支払う。

第１１条　物品納入後約１ケ年間、甲の正常な管理のもとに、製品の不良変質等により生じたと認められる故障又は発見された隠れたかしについては、乙は甲の請求により直ちに乙の負担において、修理又は取替をして納入しなければならない。

第１２条　甲又は乙が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、相手方は、何らの通知及び催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 本契約の規定に違反したとき。

(2) 越前市契約規則（平成１７年越前市規則第５４号）第４４条第１項各号の規定に該当するに至ったとき。

(3) その他本契約を継続することができない重大な背信行為があるとき。

２　前項による場合のほか、甲又は乙は、相手方に書面で本契約の解除を申し出、発注者及び受注者が協議のうえ、本契約を解除することができる。

第１３条　この契約締結後に、消費税法及び地方税法の改正等によって、消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合で、当該改正により税率に関する経過措置が講じられないときは、必要に応じ消費税及び地方消費税を変更するものとする。この場合において、契約額は、この変更により増加した消費税及び地方消費税を当初の契約額に加算した額に変更するものとする。

第１４条　本契約に定めのない事項について疑義が生じたときには、甲乙協議のうえこれを定める。

本契約締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和３年４月１日

甲　　南越前町上野第８５号３９番地
南越清掃組合
管理者　奈良　俊幸

乙

納 入 場 所 ：　越前市北府一丁目３番２０号　し尿処理施設

品名・規格・ 仕様・条件等

品　　名：脱臭用活性炭
単　　価：１kg当り　　円（消費税相当額は別途）
品 質 条 件：入札公告内容による
納 入 条 件：発注より３０日以内に納入　車上渡し及び廃炭引取り（フレコンバッグの事前納入）
年間予定数量：約３，５２０ｋｇ（ただし、施設操業の状況によって変動することがある）

(案)

物品購入単価契約書

南越清掃組合（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により物品購入単価契約を締結した。

第１条　甲は、末尾記載の物品を乙から購入し、乙はこれを納品する。

第２条　甲の購入単価は、末尾記載のとおりとし、この単価は、契約日から令和４年３月３１日までの間は変更しない。ただし、契約期間内に著しい経済変動等で納入単価を変更せざるを得なくなった場合は、甲乙両者協議の上決定するものとする。

第３条　発注限度額は　　円とする。

第４条　本契約の期間は、契約締結日から令和４年３月３１日までの１年間とする。

第５条　乙の契約の保証金は、免除とする。

第６条　甲は、乙の正当な理由なくして履行しないとき又はその見込みがないときは本契約を解除することができる。

第７条　乙は、契約物品を納入するときは、甲が別に指定する納入期限までに納入しなければならない。この場合において、事前に当該物品に係る所要の試験成績表を提出するほか甲の命じた係員の検査を受け合格したものでなければ納入することができない。

第８条　乙は、特別の場合を除き納入期限までに納入しない場合は期限内に納品があった場合に甲が支払うべき金額の１００分の１０以上の違約金を甲に支払うものとする。

第９条　前条において、乙が期限内の納入が困難であると判断された場合、本契約に関らず乙以外の業者から購入することができる。この場合において、甲は乙にその旨を通知するものとする。

第１０条　甲は、第７条の検査が完了したあと、乙から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に当該請求金額を支払わなければならない。なお、支払いにあたっては、品目あたりの単価に購入数量を乗じて得た金額に、消費税等率を乗じて得た金額（小数点以下切り捨て）を加えて支払う。

第１１条　物品納入後約１ケ年間、甲の正常な管理のもとに、製品の不良変質等により生じたと認められる故障又は発見された隠れたかしについては、乙は甲の請求により直ちに乙の負担において、修理又は取替をして納入しなければならない。

第１２条　甲又は乙が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、相手方は、何らの通知及び催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 本契約の規定に違反したとき。

(2) 越前市契約規則（平成１７年越前市規則第５４号）第４４条第１項各号の規定に該当するに至ったとき。

(3) その他本契約を継続することができない重大な背信行為があるとき。

２　前項による場合のほか、甲又は乙は、相手方に書面で本契約の解除を申し出、発注者及び受注者が協議のうえ、本契約を解除することができる。

第１３条　この契約締結後に、消費税法及び地方税法の改正等によって、消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合で、当該改正により税率に関する経過措置が講じられないときは、必要に応じ消費税及び地方消費税を変更するものとする。この場合において、契約額は、この変更により増加した消費税及び地方消費税を当初の契約額に加算した額に変更するものとする。

第１４条　本契約に定めのない事項について疑義が生じたときには、甲乙協議のうえこれを定める。

本契約締結を証するため本書２通を作成し、発注者、受注者両者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和３年４月１日

甲　　南越前町上野第８５号３９番地
南越清掃組合
管理者　奈良　俊幸

乙

納 入 場 所 ：　越前市北府一丁目３番２０号　し尿処理施設

品名・規格・ 仕様・条件等

品　　名：高分子凝集剤（汚泥脱水用）
単　　価：１kg当り　　円（消費税相当額は別途）
品 質 条 件：テツフロックＰＦＫＡ３２１９、ヘルスフロック４８２０８３の薬品のいずれか
納 入 条 件：発注より１４日以内に納入（１回の発注数量は５４０kgを基本とする）
納 入 荷 姿：１５ｋｇ～２０ｋｇ/袋の単位の荷姿とする
年間予定数量： 約１，０８０ｋｇ（ただし、施設操業の状況によって変動することがある。）

(案)

物品購入単価契約書

南越清掃組合（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により物品購入単価契約を締結した。

第１条　甲は、末尾記載の物品を乙から購入し、乙はこれを納品する。

第２条　甲の購入単価は、末尾記載のとおりとし、この単価は、契約日から令和４年３月３１日までの間は変更しない。ただし、契約期間内に著しい経済変動等で納入単価を変更せざるを得なくなった場合は、甲乙両者協議の上決定するものとする。

第３条　本契約の期間は、契約締結日から令和４年３月３１日までの１年間とする。

第４条　乙の契約の保証金は、免除とする。

第５条　甲は、乙の正当な理由なくして履行しないとき又はその見込みがないときは本契約を解除することができる。

第６条　乙は、契約物品を納入するときは、甲が別に指定する納入期限までに納入しなければならない。この場合において、事前に当該物品に係る所要の試験成績表を提出するほか甲の命じた係員の検査を受け合格したものでなければ納入することができない。

第７条　乙は、特別の場合を除き納入期限までに納入しない場合は期限内に納品があった場合に甲が支払うべき金額の１００分の１０以上の違約金を甲に支払うものとする。

第８条　前条において、乙が期限内の納入が困難であると判断された場合、本契約に関らず乙以外の業者から購入することができる。この場合において、甲は乙にその旨を通知するものとする。

第９条　甲は、第７条の検査が完了したあと、乙から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に当該請求金額を支払わなければならない。なお、支払いにあたっては、品目あたりの単価に購入数量を乗じて得た金額に、消費税等率を乗じて得た金額（小数点以下切り捨て）を加えて支払う。

第１０条　物品納入後約１ケ年間、甲の正常な管理のもとに、製品の不良変質等により生じたと認められる故障又は発見された隠れたかしについては、乙は甲の請求により直ちに乙の負担において、修理又は取替をして納入しなければならない。

第１１条　甲又は乙が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、相手方は、何らの通知及び催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 本契約の規定に違反したとき。

(2) 越前市契約規則（平成１７年越前市規則第５４号）第４４条第１項各号の規定に該当するに至ったとき。

(3) その他本契約を継続することができない重大な背信行為があるとき。

２　前項による場合のほか、甲又は乙は、相手方に書面で本契約の解除を申し出、発注者及び受注者が協議のうえ、本契約を解除することができる。

第１２条　この契約締結後に、消費税法及び地方税法の改正等によって、消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合で、当該改正により税率に関する経過措置が講じられないときは、必要に応じ消費税及び地方消費税を変更するものとする。この場合において、契約額は、この変更により増加した消費税及び地方消費税を当初の契約額に加算した額に変更するものとする。

第１３条　本契約に定めのない事項について疑義が生じたときには、甲乙協議のうえこれを定める。

本契約締結を証するため本書２通を作成し、発注者、受注者両者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和３年４月１日

甲　　南越前町上野第８５号３９番地
南越清掃組合
管理者　奈良　俊幸

乙

納 入 場 所 ：　越前市勾当原町８６－２８　第２清掃センター　浸出水処理施設

品名・規格・ 仕様・条件等

品　　名：苛性ソーダ
単　　価：１kg当り　　円　銭　（消費税相当額は別途）
品 質 条 件：ＪＩＳ規格液状濃度２４％、比重１．２６
納 入 条 件：タンクローリー車で搬入　発注より３日以内に納入（１回の発注数量は１，８００リットルを基本とする）
年間予定数量：約１６，１００ｋｇ（ただし、施設操業の状況によって変動することがある。）

(案)

物品購入単価契約書

南越清掃組合（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により物品購入単価契約を締結した。

第１条　甲は、末尾記載の物品を乙から購入し、乙はこれを納品する。

第２条　甲の購入単価は、末尾記載のとおりとし、この単価は、契約日から令和４年３月３１日までの間は変更しない。ただし、契約期間内に著しい経済変動等で納入単価を変更せざるを得なくなった場合は、甲乙両者協議の上決定するものとする。

第３条　本契約の期間は、契約締結日から令和４年３月３１日までの１年間とする。

第４条　乙の契約の保証金は、免除とする。

第５条　甲は、乙の正当な理由なくして履行しないとき又はその見込みがないときは本契約を解除することができる。

第６条　乙は、契約物品を納入するときは、甲が別に指定する納入期限までに納入しなければならない。この場合において、事前に当該物品に係る所要の試験成績表を提出するほか甲の命じた係員の検査を受け合格したものでなければ納入することができない。

第７条　乙は、特別の場合を除き納入期限までに納入しない場合は期限内に納品があった場合に甲が支払うべき金額の１００分の１０以上の違約金を甲に支払うものとする。

第８条　前条において、乙が期限内の納入が困難であると判断された場合、本契約に関らず乙以外の業者から購入することができる。この場合において、甲は乙にその旨を通知するものとする。

第９条　甲は、第７条の検査が完了したあと、乙から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に当該請求金額を支払わなければならない。なお、支払いにあたっては、品目あたりの単価に購入数量を乗じて得た金額に、消費税等率を乗じて得た金額（小数点以下切り捨て）を加えて支払う。

第１０条　物品納入後約１ケ年間、甲の正常な管理のもとに、製品の不良変質等により生じたと認められる故障又は発見された隠れたかしについては、乙は甲の請求により直ちに乙の負担において、修理又は取替をして納入しなければならない。

第１１条　甲又は乙が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、相手方は、何らの通知及び催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 本契約の規定に違反したとき。

(2) 越前市契約規則（平成１７年越前市規則第５４号）第４４条第１項各号の規定に該当するに至ったとき。

(3) その他本契約を継続することができない重大な背信行為があるとき。

２　前項による場合のほか、甲又は乙は、相手方に書面で本契約の解除を申し出、発注者及び受注者が協議のうえ、本契約を解除することができる。

第１２条　この契約締結後に、消費税法及び地方税法の改正等によって、消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合で、当該改正により税率に関する経過措置が講じられないときは、必要に応じ消費税及び地方消費税を変更するものとする。この場合において、契約額は、この変更により増加した消費税及び地方消費税を当初の契約額に加算した額に変更するものとする。

第１３条　本契約に定めのない事項について疑義が生じたときには、甲乙協議のうえこれを定める。

本契約締結を証するため本書２通を作成し、発注者、受注者両者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和３年４月１日

甲　　南越前町上野第８５号３９番地
南越清掃組合
管理者　奈良　俊幸

乙

納 入 場 所 ：　越前市勾当原町８６－２８　第２清掃センター　浸出水処理施設

品名・規格・ 仕様・条件等

品　　名：メタノール
単　　価：１kg当り　　円（消費税相当額は別途）
品 質 条 件：入札公告内容による
納 入 条 件：タンクローリー車で搬入　発注より３日以内に納入（１回の発注数量は１，８００リットルを基本とする）
年間予定数量：約４，９５０ｋｇ（ただし、施設操業の状況によって変動することがある。）

(案)

物品購入単価契約書

南越清掃組合（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により物品購入単価契約を締結した。

第１条　甲は、末尾記載の物品を乙から購入し、乙はこれを納品する。

第２条　甲の購入単価は、末尾記載のとおりとし、この単価は、契約日から令和４年３月３１日までの間は変更しない。ただし、契約期間内に著しい経済変動等で納入単価を変更せざるを得なくなった場合は、甲乙両者協議の上決定するものとする。

第３条　本契約の期間は、契約締結日から令和４年３月３１日までの１年間とする。

第４条　乙の契約の保証金は、免除とする。

第５条　甲は、乙の正当な理由なくして履行しないとき又はその見込みがないときは本契約を解除することができる。

第６条　乙は、契約物品を納入するときは、甲が別に指定する納入期限までに納入しなければならない。この場合において、事前に当該物品に係る所要の試験成績表を提出するほか甲の命じた係員の検査を受け合格したものでなければ納入することができない。

第７条　乙は、特別の場合を除き納入期限までに納入しない場合は期限内に納品があった場合に甲が支払うべき金額の１００分の１０以上の違約金を甲に支払うものとする。

第８条　前条において、乙が期限内の納入が困難であると判断された場合、本契約に関らず乙以外の業者から購入することができる。この場合において、甲は乙にその旨を通知するものとする。

第９条　甲は、第７条の検査が完了したあと、乙から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に当該請求金額を支払わなければならない。なお、支払いにあたっては、品目あたりの単価に購入数量を乗じて得た金額に、消費税等率を乗じて得た金額（小数点以下切り捨て）を加えて支払う。

第１０条　物品納入後約１ケ年間、甲の正常な管理のもとに、製品の不良変質等により生じたと認められる故障又は発見された隠れたかしについては、乙は甲の請求により直ちに乙の負担において、修理又は取替をして納入しなければならない。

第１１条　甲又は乙が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、相手方は、何らの通知及び催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 本契約の規定に違反したとき。

(2) 越前市契約規則（平成１７年越前市規則第５４号）第４４条第１項各号の規定に該当するに至ったとき。

(3) その他本契約を継続することができない重大な背信行為があるとき。

２　前項による場合のほか、甲又は乙は、相手方に書面で本契約の解除を申し出、発注者及び受注者が協議のうえ、本契約を解除することができる。

第１２条　この契約締結後に、消費税法及び地方税法の改正等によって、消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合で、当該改正により税率に関する経過措置が講じられないときは、必要に応じ消費税及び地方消費税を変更するものとする。この場合において、契約額は、この変更により増加した消費税及び地方消費税を当初の契約額に加算した額に変更するものとする。

第１３条　本契約に定めのない事項について疑義が生じたときには、甲乙協議のうえこれを定める。

本契約締結を証するため本書２通を作成し、発注者、受注者両者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和３年４月１日

甲　　南越前町上野第８５号３９番地
南越清掃組合
管理者　奈良　俊幸

乙

納 入 場 所 ：　越前市勾当原町８６－２８　第２清掃センター　浸出水処理施設

品名・規格・ 仕様・条件等

品　　名：塩化第二鉄
単　　価：１kg当り　　円（消費税相当額は別途）
品 質 条 件：入札公告内容による
納 入 条 件：タンクローリー車で搬入　発注より３日以内に納入（１回の発注数量は１，８００リットルを基本とする）
年間予定数量 ：約１２，５００ｋｇ（ただし、施設操業の状況によって変動することがある。）